

【災害事例】高所作業車が転倒し作業者が地面に激突

1. 発生状況

この災害は、公園の照明器具の取替工事において、高所作業車がブームを伸ばしすぎたために転倒し、作業者が地面に激突し、全身打撲で重傷を負ったものです。

この工事は、照明ポールに取り付けられた老朽化した照明器具30灯の取替工事で、災害が発生したのは工事の初日でした。作業開始前の点呼では、当日の作業内容、作業分担、安全上の注意点などの指示があり、通行者の安全確保に対しては、立ち入り禁止のバリケードを設置し、監視人を配置しました。

作業は作業指揮者1名、作業員3名の計4名で行われていました。労働災害が発生した照明ポールの近くには植栽があったため、直近には高所作業車を設置できず、植栽を避けた場所でアウトリガーをセットして作業を開始しました。バケットに作業員1名が搭乗し、ブームを伸ばし照明ポールの直近まで接近したとき、突然高所作業車が転倒して作業員が地面に激突し全身打撲で重傷を負いました。

2. 災害原因

この災害の原因として、次のことが挙げられます。

- 1) 作業範囲規制装置が動作しないように不正改造されていた。

ブームが作業範囲規制値を超えて伸長作動したにもかかわらず、自動停止せず、警報も鳴らなかった。

(作業範囲規制装置とは、高所作業車の転倒を防止するために、作業床が作業範囲規制値を超えて操作されたときにブームの作動を自動停止させる、又は警報を発する安全装置です)

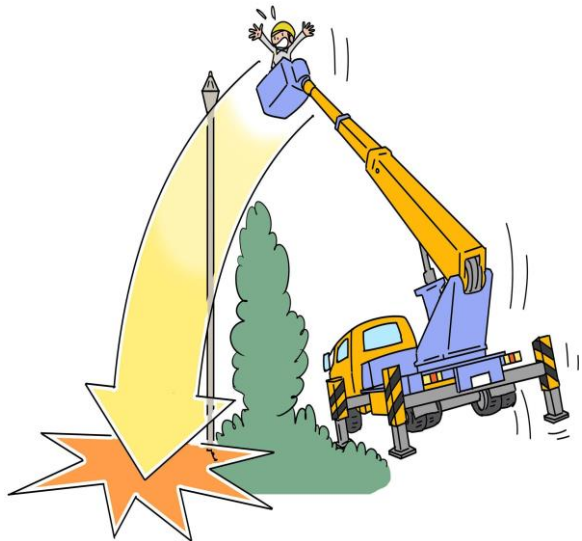
- 2) 作業計画を作成していなかった。

事前に作業計画を立て、作業に支障する植栽に対応する計画を立てていれば、災害を未然に防止することができた。

- 3) 作業開始前点検を行わず、作業開始前点検表も作成していなかった。

作業開始前点検で作業範囲規制装置の不正改造を発見していれば、災害を未然に防止することができた。

- 4) 被災者は高所作業車運転業務の特別教育を受けていなかった。



3. 災害防止対策

同種災害の防止には、次のような対策の徹底が必要です。

- 1) 安全装置の不正改造は絶対にしないこと。

安全装置には作業範囲規制装置の他に車体傾斜角規制装置、過積載規制装置などがあります

が、これらの安全装置を絶対に不正改造しないことを作業マニュアル、作業手順書、作業計画書などに明記し、作業開始前の点呼等で明確に指示してください。

安全装置の動作で作業効率が下がる場合があり、動作しないように不正改造して作業をしている事例が時として見受けられます。安全装置は、高所作業車構造規格(H2.9.26 告示第 70 号)で高所作業車に備えることが定められています。また、労働安全衛生規則(以後安衛則という)第 28 条では安全装置等が有効な状態で使用されるよう点検整備を行うことが定められています。さらに安衛則第 29 条では、労働者は、安全装置等を取り外し又はその機能を失わせないこと、と定められています。

高所作業車等の建設機械の安全装置は、人間の不注意や誤った操作による危険や、機械の限界を超えた使用による危険を未然に防ぎ、働く人々の命を守る大切な防護装置です。安全装置を絶対に不正改造しないでください。

2) 高所作業車の作業では、あらかじめ作業計画を定め、それに則った作業を行うこと。

高所作業車の作業を行うときは、あらかじめ当該作業場所の状況、高所作業車の種類及び能力に適応する作業計画を定め、作業指揮者にその作業計画に基づき作業の指揮を行わせ、当該作業計画に則った作業を行わせてください。(安衛則第 194 条の 9、194 条の 10)

作業計画を作成するにあたっては、事前に現地を調査し、植栽などの支障物への対処、通行者の安全な通路の確保その他を考慮し、作業内容・指示事項・禁止事項などを記載し、平面図・立面図で図示するなどして具体的な作業計画を作成してください。

3) 作業開始前点検表を作成し、作業開始前に点検表に則った点検を行うこと。

作業範囲規制装置等の安全装置その他装置の異常を認めた時には直ちに補修等必要な措置を講じてください。(安衛則第 194 条の 27、194 条の 28)

この災害事例は、以前に作業範囲規制装置が不正改造されていた高所作業車を、作業開始前点検を行わずに使用したため、ブームを伸ばしすぎたにもかかわらず作業範囲規制装置が動作せず、バランスを崩して転倒したものです。その日の作業を開始する前に作業開始前点検をおこない、作業範囲規制装置の異常を発見していれば、災害を未然に防止することができました。安全装置が不正改造されていなくても、安全装置が故障して動作しないこともあります。必ず作業開始前点検をおこなって、安全装置その他装置の機能についてチェックしてください。

4) 高所作業車の運転者は、特別教育又は技能講習を必ず受講修了すること。

高所作業車の作業床の高さが 10 メートル未満の場合には特別教育の受講修了が、10 メートル以上の場合には技能講習の受講修了が必要です。

(安衛則第 36 条、労働安全衛生法施行令第 20 条)

高所作業車の運転者が上記の特別教育あるいは技能講習を受講修了し、作業開始前点検の必要性を十分に認識して実施していれば、この事故を未然に防ぐことが出来ました。

《一般社団法人東京技能者協会／一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部》